

報道機関各位

下水道使用料の誤請求について

八幡西区内事業所（1社）への下水道使用料について、水質加算の誤請求が判明しました。

関係者の方に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 概要

下水道使用料について、水質加算使用料を賦課対象外の事業所に誤って請求を行っていたもの。

(1) 誤請求額 14,702,265 円（令和元年7月～令和5年5月）

(2) 水質加算使用料とは

月1,250 m³以上の汚水を排出する下水道使用者のうち定められた基準以上の汚水を排出する下水道使用者に対し、下水道使用料に加えて基準を超える濃度に応じた水質加算使用料（当該事業所 48 円/m³）を負担していただくもの。

2 経過

・平成31年3月 平成30年12月に本市が実施した検査結果に基づき、水質加算使用料の賦課（令和元年7月）開始通知

・令和元年5月 水道料金システムに水質加算使用料賦課開始の入力処理

・令和元年6月 事業所から「汚水の水質等（変更）申告書」が提出され、水質改善認定後、水質加算使用料賦課解除の通知

※解除決定後、水道料金システムへの水質加算使用料賦課解除入力未処理

・令和元年7月～令和5年5月 水質加算使用料賦課

・令和5年7月 水質加算使用料検査対象事業所抽出作業中に事業所への賦課判明

3 原因

令和元年6月に、水質加算使用料賦課解除を事業所に通知した際、水道料金システムへの賦課解除入力が漏れていたもの。

4 対応

事業所に謝罪し、8月10日に還付（還付加算金 328,300 円を含む）を行った。

5 再発防止策

(1) 水道料金システムへの入力については、同システムへの進捗状況を定期的に出し、チェックできる仕組みを導入する。

(2) 毎月の調定において、誤請求がないかを複数人でチェックする体制を確立する。

(3) 水質加算使用料賦課対象事業所に対して、年1回制度の周知を図る。

【問い合わせ先】

上下水道局総務経営部営業課

電話 093-582-3623

担当 (課長) 宮崎、(係長) 米川